

【自営業（個人事業主）の事業収入について】

[基本的な考え方]

1. 健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円（60歳以上の人ならびに障害年金受給者は180万円）未満であり、いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。
2. 健康保険法における自営業者等の収入については『総収入から「直接的必要経費」を差引いた額』となっています。直接的必要経費とは「生産活動に要する原材料等の費用」に当たるものです。（具体的には、ケーキ屋の小麦粉・卵等）

<参考>

給与収入者については「総収入」にて判断することとなり、必要経費は一切認められておりません。

健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」（または「損益計算書」）の各所得別に定めています。

「収支内訳書」（または「損益計算書」）の「収入金額」から、以下の当健康保険組合が認める「直接的必要経費」の額を差し引いて、事業収入を計算してください。

下記に記載のない経費は、直接的必要経費とは認められません。

$$\text{事業収入} = \text{総売上額} - \text{当健康保険組合が認める直接的必要経費}$$

●直接的必要経費として認めるもの

一般所得用	農業所得用	不動産所得用
科目	科目	科目
仕入（売上）原価 荷造運賃	種苗費 素畜費 肥料費 飼料費 荷造運賃手数料	—

●条件付きで直接的必要経費として認めるもの（一般・農業・不動産共通）

※直接的必要経費申告書での申告がない場合は、全額直接的必要経費とは認められません。

<減価償却費>

直接的必要経費申告書とその内容を裏付けする書類（領収書の写し等）を提出いただき、審査したうえで、同年中に購入したものであることが確認できた場合に限り、認めます。

※支払日、支払者、支払先、購入物が明確なものに限り、レシートは領収書として認めません。

<旅費交通費>

通勤に伴う費用は認めません。

直接的必要経費申告書とその内容を裏付けする書類（領収書の写し等）を提出いただき、審査したうえで、通勤に伴う費用ではないことが確認できた場合に限り、認めます。

※支払日、支払者、支払先、購入物が明確なものに限り、レシートは領収書として認めません。

※当健康保険組合が確認した最短経路で算出します。